

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年6月29日 01時55分ごろ
発生場所	山形県鶴岡市由良港西第2防波堤 由良港西防波堤灯台から真方位317° 290m付近 (概位 北緯38° 43.3′ 東経139° 40.5′)
事故の概要	漁船 ^{まんこう} 欽幸丸は、出港中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年8月17日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 欽幸丸、4.9トン YM3-4520（漁船登録番号）、個人所有 第211-18090号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首船底部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、底引き網漁の目的で係留地から出航し、約3ノットの対地速力で由良港内を航行した。 本船は、北防波堤付近を通過したところで、船長が、自動操舵として遠隔操縦装置を操舵室内に置き、レーダー及びGPSプロッターを作動させて同室の外に出たところ、予定針路線から左方にずれ、西第2防波堤の周囲に敷設された消波ブロックに乗り揚げた。 本船は、自力で離れ、係留地に着岸した。 船長は、遠隔操縦装置を操舵室内に置いたとき、針路の設定が変わったと本事故後に思った。
分析	本船は、由良港を出港中、船長が、レーダー及びGPSプロッターを作動させていて船首方の見張りを行っていなかったことから、予定針路線からずれて西第2防波堤に向かう態勢となったことに気付かず、消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、由良港を出港中、船長が、レーダー及びGPSプロッターを作動させていて船首方の見張りを行っていなかったため、予定針路線からずれて西第2防波堤付近に敷設された消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、常時適切な見張りを行うこと。

	・遠隔操縦装置は、慎重に取り扱うこと。
--	---------------------